

マイクロ・ナノバブル発生装置のレンタルご案内

マイクロ・ナノバブルを自社製品に利用したい、スポット的に導入したい、一定期間の効果検証に利用したいというニーズに最適なレンタルサービスです。

お客様の用途に応じて下記の3機種をご用意致しました。

酸素ナノバブル用途	オゾンナノバブル用途	排水処理・水質浄化・農漁業用途
		
Foamest CT	Foamest O3	Foamest コラムシリーズ
レンタル料金 (1台) 月額7万円 (税別)	レンタル料金(1台) 月額10万円 (税別)	レンタル料金 (1本) 月額1万5,000円 (税別)

* 弊社営業担当とレンタル製品、期間をお打ち合わせの上、ご記入下さいませ。

レンタル製品： _____

レンタル期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

レンタル申込書

* 上記製品につき、(有)ナック販売とのレンタル契約(裏面)に同意して利用を申し込みます。

申し込み日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

会社名： _____ 部署名： _____

ご担当者名： _____ ④ TEL： _____

装置送付先： 〒 _____



製造元	株式会社ナック	〒501-3936 岐阜県関市倉知藤谷西ヶ洞2900-1
販売元	有限会社ナック販売	TEL:(0575)24 - 5527 FAX:(0575)22 - 4266
		URL : http://foamest.web.fc2.com

【記入後返送先】 FAX : 0575 - 22 - 4266 弊社担当： _____

マイクロ・ナノバブル発生装置レンタル契約書

発行日 年 月 日

(1) 借主	法人名		契約内容	(3) 開始	年 月 日
	住所名			(4) 終了	年 月 日
	契約者名	㊟		(5) 料金	円
	TEL	() —		(6) 超過日額	円
	FAX	() —	(7) レンタル品		
(2) 貸主	有限会社ナック販売 〒501-3936 岐阜県関市倉知藤谷西ヶ洞 2900-1 代表取締役 中島 篤志 TEL (0575) 24-5527 FAX(0575)22-4266				

借主（以下、「甲」という）と貸主（以下、「乙」という）は、乙所有の株式会社ナック製マイクロバブル・ナノバブル発生装置等の装置類（以下、「本件装置」という）を使用するにあたり、次のとおりレンタル契約（以下、「本契約」という）を締結する

（基本合意）

第1条 甲は乙より、本件装置を本契約によるレンタルにより、これを借り受ける。

（品名）

第2条 前条に基づき、甲が乙よりレンタルにより借り受ける本件装置の詳細は上記の表の(7)のレンタル品とする。

（期間）

第3条 レンタル期間（以下、「基本日数」という）は、上記の表の(3)を開始日とし、(4)を終了日とする。

2 乙は甲への本件装置の発送を本条前項のレンタル開始日の前日までに甲に到着するように行うものとする。ただし、諸般の事情により、到着が遅れた場合は、甲乙協議の上、レンタル期間を変更できるものとする。

3 前項の規定により、レンタル期間の変更が生じた場合、甲は乙に対し、責任を問わないものとする。

（レンタル料）

第4条 甲は乙に対し、前条で合意した期間のレンタル料として、上記の表の(5)の料金に消費税を加算した金額を支払うものとする。その金額は、乙よりの請求書にて確定するものとする。

2 前第3条の期間を超過した場合は、甲に対し乙は日割り計算により超過金額の日額（上記の表の(6)）を算出し、その超過金額を前項の金額に加えた金額を請求書にて金額を確定し請求するものとする。その計算式は以下のとおりとする。

$$\text{超過金額} = \frac{\text{前項のレンタル金額}}{\text{基本日数}} \times \text{超過日数}$$

3 甲に対し乙は、本条第1項および第2項に基づき算出した金額に消費税を加算した額を請求するものとする。

（レンタル料の支払時期および支払方法）

第5条 レンタル料金は、甲が乙に対し、本件装置を返還した月の翌月20日までに、乙の指定する金融機関口座に現金にて振り込むものとする。なお、この際の振込手数料は甲の負担とする。

（遵守義務）

第6条 甲はレンタル期間中本件装置を乙に無断で分解したり手を加えてはならない。

（本件装置の破損等）

第7条 本件装置の破損、盗難、火災、風水害等の天災地変による損害が生じた場合、それが甲の責めに帰すべき事由によるものか否かは問わず、甲は乙に対し、その損害の賠償をしなければならない。

2 前第6条の行為も行つた場合も、前項の規定を適用する。

（第三者への損害）

第8条 甲が本件装置の使用により、他人に損害を与えた場合、それが甲の過失によるものか否かを問わず、それにより生じた右他人に対する損害賠償および解決に関する一切の費用は、それが甲についてかかったものであるとおつについてかかったものであるとを問わず、全て甲が負担するものとする。

（譲渡および転貸の禁止）

第9条 甲は、乙の承認なく、本件装置を第三者に譲渡および転貸してはならない。

（返還場所）

第10条 甲は、第3条に規定するレンタル期間終了後速やかに、乙に返還するものとする。ただし、返還に要する費用は、甲の負担とする。

（管轄）

第11条 本契約に関する紛争は、岐阜地方裁判所を管轄裁判所とする。

（その他）

第12条 本契約に定められた以外の事項について、問題が生じた場合には、甲および乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上